

第8条 細則1 地震発生時の行動基準

地震が発生したときの行動基準（マニュアル）

制定 2018 年（平成 30 年）12 月 15 日

震度 5 弱の
地震発生

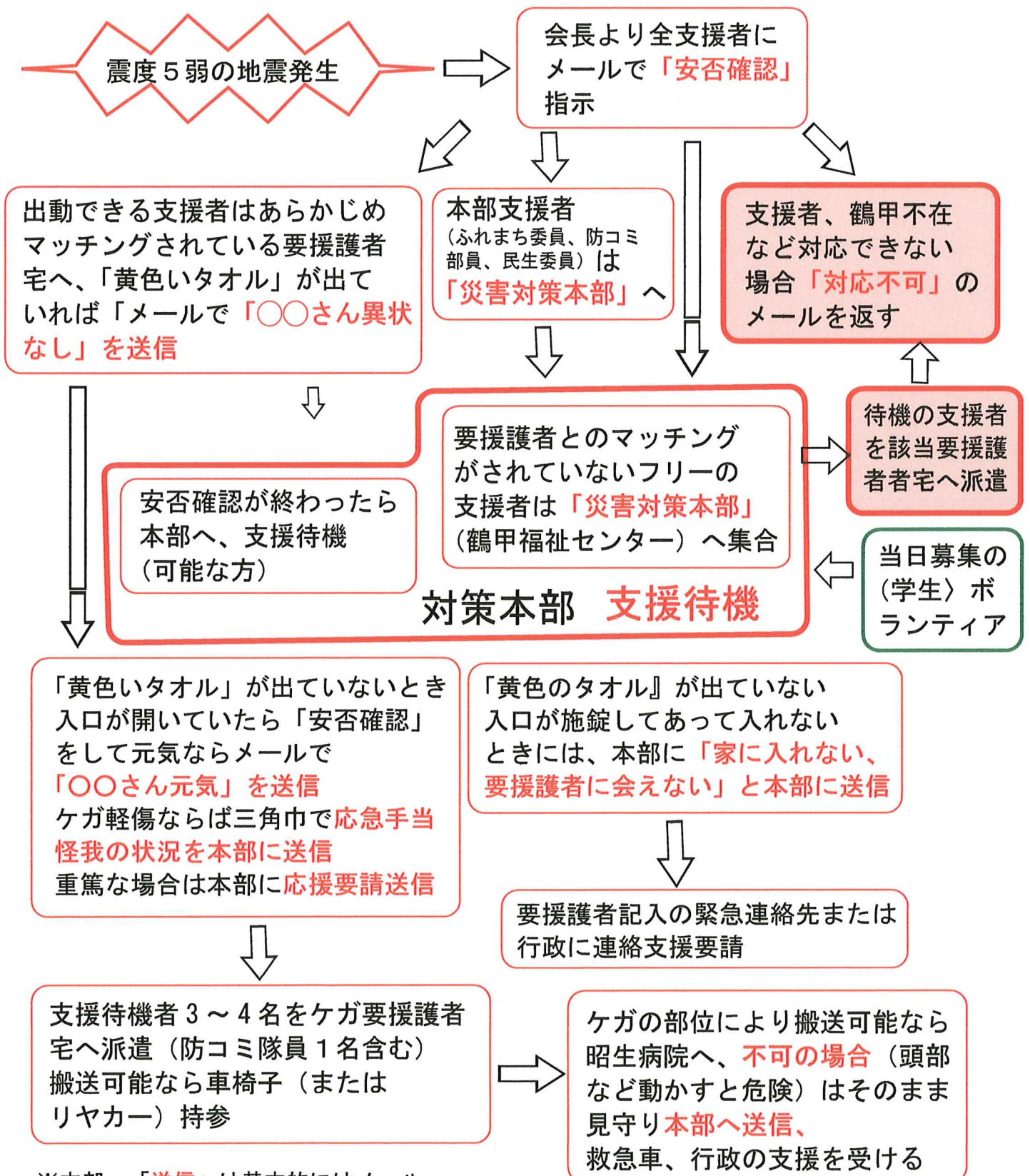
第8条 細則 1-2 地震発生時の 支援者行動基準に より安否確認を行う

震度 7 前後の
激震発生
の場合

- 1、戸建住宅が倒壊、鉄筋コンクリートの集合住宅も座屈損壊などの激震の場合は、要援護者、支援者ともども自らの生命確保を第一と考え「つながりの手」の活動は一時中断とする。
- 2、以後、情報を収集、地域の状況を確認し、会長を中心に運営委員の協議により、活動内容の検討を行う。

第8条 細則 1-2 地震発生時の支援者行動基準 (支援者行動マニュアル)

制定 2018年(平成30年11月16日)



※本部へ「送信」は基本的にはメール、
ただしメール不可の場合、078-822-8709(鶴甲地域福祉センター)をご利用ください。

改定 2023年(令和5年8月18日)

第8条 細則2 土砂災害発生時の行動基準

台風・大雨などによる災害時の行動基準（マニュアル）

制定 2018年（平成30年）10月19日

高齢者等
避難

情報収集を行い本部を会長宅に置く

避難指示

- 1、該当地域（土砂災害警戒地域）に避難指示が発令されたら会長より担当支援者にメールで「安否確認」と「状況確認」を指示する。
- 2、避難指示が発令された後、夜間であったり・すでに増水して外に出ると危険なときは、避難所でもなくても近所の丈夫な建物（鉄筋コンクリート）の上階、自宅の2階の崖から離れた部屋に避難することを推奨する。
- 3、避難施設へ避難を希望する人に対しては、会長が状況を判断し、細則3の手順により行う。

参考：令和3年5月20日改定された避難基準

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生又は切迫</p> <p>緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 <p>災害のおそれ高い</p> <p>避難指示※2</p>	<p>・避難指示（緊急） ・避難勧告</p>
3	 <p>災害のおそれあり</p> <p>高齢者等避難※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>災害状況悪化</p> <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後災害状況悪化のおそれ</p> <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

### 垂直避難

警戒レベル5では自分の「いのち」を確保する行動を取ってください。屋内安全確保に切り替えるタイミング。

時間帯や屋外の状況により判断する  
夜間であったり  
すでに増水して外に出ると危険なときは、避難所でもなくても近所の丈夫な建物（鉄筋コンクリート）の上階、自宅の2階の崖から離れた部屋へ避難する。

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難する  
カニンニクマオ

## 第8条 細則3 家屋倒壊などの激甚地震の後 避難所への避難介助行動基準

### 避難所へ避難希望の要援護者に対する 介助行動基準（マニュアル）

制定 2023年（令和5年）7月21日

- 1、避難所が開設され、避難所への介助を希望する要援護者に対し  
会長、運営委員、支援者の協議により派遣先、派遣人員を決  
める。
- 2、避難介助は要援護者の身体状況を勘案して次の優先順位により  
行う。

介助の優先順位	1	2	3	4	5	6
記号	A	B	C	D	E	F
同居人有無	一人暮らし	同居者あり	一人暮らし	同居者あり	一人暮らし	同居者あり
要援護者の 日常生活状況	歩行：歩けない 視力：見えない 聴力：聞こえない		歩行：ゆっくりなら可 視力：あまり見えない 聴力：あまり聞こえない		歩行：歩ける 視力：見える 聴力：聞こえる	

介助の対象は1，2，3を優先し、4以降は支援者の余力を  
勘案して行う。

（家屋倒壊など激甚地震では支援者も罹災し、支援者の絶対数  
が減少し、すべての要援護者の支援は困難となるため、4以降  
の方々はなるべく同居者の介助をいただくなど自助での避難を  
願います）